

改正個人情報保護法の施行に向けた 取組について

2016年11月2日
個人情報保護委員会事務局

1. 個人情報保護法とは
2. 改正個人情報保護法のポイント
3. 個人情報保護法ガイドライン（案）の構成について
4. 個人情報とは（個人情報・個人識別符号・要配慮個人情報）
5. 安全管理措置
6. 第三者提供
7. ビッグデータ時代への対応（匿名加工情報）
8. 外国の第三者への提供
9. 今後のスケジュール

1. 個人情報保護法とは

- 個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図るための法律
- 基本理念を定めるほか、**民間事業者の個人情報の取扱い**について規定



個人情報保護法の目的

第1条

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大している ことに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う**事業者の遵守すべき義務等を定める**ことにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の**個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。**

2.改正個人情報保護法のポイント

ビッグデータの利活用の推進等のため、平成27年9月に改正法が成立（平成29年春頃施行予定）。改正法に基づく政令・規則を本年10月5日に公布。ガイドライン案のパブリックコメントを実施（10月4日～11月2日）。

主な内容と改正のポイント

1. 定義

（1）「個人情報」

- ・特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することで特定の個人を識別することができるものを含む。）
- ・利活用に資するグレーゾーン解消のため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化。【改正】

（2）「要配慮個人情報」【改正】

- ・本人の人種、信条、病歴等本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報
- ・取得について、原則として本人同意を得ることを義務化。

2. 個人情報の取扱いに関する規律

（1）個人情報は、利用目的を定めて、その範囲内で利用すること

どのような目的で個人情報を利用するのかについて、具体的に特定しなければならない。また、特定した目的は、本人に通知、又は公表することが必要。

（2）情報の漏えい等が生じないように安全に管理すること

紙の顧客台帳はカギのかかる引き出しで保管したり、パソコン上の顧客台帳にはパスワードを設定したりする等の安全管理のための措置をとることが必要。

（3）個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、原則として、あらかじめ本人の同意を得ること

- ・例外として、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合等には、本人の同意を得る必要なし。
- ・オプトアウト（※）規定を利用する個人情報取扱事業者は所要事項を委員会に届け出ることを義務化し、委員会はその内容を公表。【改正】

（※本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する場合、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができる。）

- ・個人データの第三者提供に係る確認・記録作成等を義務化。【改正】

（4）本人からの請求に応じて、個人情報を開示、訂正、利用停止等すること

（5）個人情報の取扱いに関する苦情にきちんと対応すること

3. ビッグデータを利活用するための制度の導入【改正】

- ・匿名加工情報（特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）の類型を新設。
- ・基準に従った適正な加工や作成・提供時の公表等の規律の下、目的外利用や第三者提供を行う際に求められる本人の同意を不要とし、自由な流通・利活用を促進。

4. 監督

個人情報保護委員会を設置し、個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化。【改正】

3. 個人情報保護法ガイドライン（案）の構成について

- 改正個人情報保護法の全面施行に伴い、同法の監督権限が当委員会に一元化されることから、**当委員会が、全ての分野に共通に適用される汎用的なガイドラインを定める。**
- ガイドラインを定めるに当たっては、「外国にある第三者への個人データの提供」「個人データの第三者提供時における確認・記録義務」「匿名加工情報」については、法改正により新たに導入された内容であり、**事業者における法の正しい理解や参照等の便宜にも考慮し、以下の4つのガイドラインを定めることとする。**
 - (1) 通則編（個人情報保護法全体の解釈・事例）
 - (2) 外国にある第三者への提供編
 - (3) 第三者提供時の確認・記録義務編
 - (4) 匿名加工情報編
- なお、**各省庁のガイドラインのうち個人情報保護法に関するものは、原則として当委員会が定めるガイドラインに一元化**するが、一部の分野については、個人情報の性質及び利用方法並びに現行の規律の特殊性等を踏まえて、**上記のガイドラインを基礎として、当該分野においてさらに必要となる別途の規律**を定める方向。
(別途の規律が必要と考えられる分野の例)
医療関連、金融関連（信用等含む）、情報通信関連 等

4.個人情報とは (1) 個人情報

個人情報の定義

【改正後】

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

※青字：改正部分 下線：変更のない部分

【ガイドライン案の内容】

個人情報の定義について、一般的な解釈や個人情報に該当する事例を記載。

（個人情報に該当する事例）

事例1) 本人の氏名

事例2) 生年月日、連絡先（住所・居所・電話番号・メールアドレス）、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報

事例3) 防犯カメラに記録された情報等、本人が判別できる映像情報

4.個人情報とは (2) 個人識別符号

○改正法の内容

- 個人情報の定義の明確化を図るため、その情報単体でも個人情報に該当することとした「**個人識別符号**」の定義を設けた。
- 「個人識別符号」は以下①②のいずれかに該当するものであり、政令・規則で個別に指定される。
 - ① 身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号
⇒ **DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋**
 - ② サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号
⇒ **公的な番号**
旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証等

【ガイドライン案の内容】

①について、生体認証に利用可能な符号のみが個人識別符号に該当することを記載。

(指紋の例)

指の表面の隆線等で形成された指紋から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

※他の情報と容易に照合することで特定の個人を識別することができる情報は、改正後も現行法と同様に個人情報に該当する。

4.個人情報とは (3) 要配慮個人情報

○改正法の内容

- 取得に当たって、原則として事前に本人の同意を得る必要のある情報。
- 個人情報保護法の改正により新たに導入された定義。
- 次のいずれかに該当する情報を「要配慮個人情報」とし、一段高い規律とする。
 - ・人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報
 - ・その他本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するものとして政令で定めるもの
 - ① 身体障害・知的障害・精神障害等があること
 - ② 健康診断その他の検査の結果
 - ③ 保健指導、診療・調剤情報
 - ④ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと
 - ⑤ 本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

【ガイドライン案の内容】

要配慮個人情報の具体的な内容（例えば、カルテ情報やゲノム情報が要配慮個人情報に該当すること）について分かりやすく記載。

5. 安全管理措置

【ガイドライン案の内容】

○ 安全に管理するための措置をとる。

- 紙の顧客台帳はカギのかかる引き出しで保管
- パソコン上の顧客台帳にはパスワードを設定
- 顧客台帳を管理するパソコンにウィルス対策ソフトを入れる など

○ 正確で最新の内容に保ち、必要がなくなったときはデータを消去するよう努める。

○ 従業員に対して、必要かつ適切な監督を行う。

- 従業員が会社で保有する個人情報私的に使ったり、言いふらしたりしないよう、社員教育を行う

○ 個人情報の取扱いを委託する場合、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う。

○ 改正法により、取り扱う個人情報の数が5000以下である事業者を規制の対象外とする制度が廃止されたことを受け、一般的な義務・手法例とは別に、小規模の事業者における特例的な対応（手法の例示を含む。）を記載。

※ガイドラインにおける「小規模の事業者」とは、

従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者

- ① 取り扱う個人情報の数(*)が5,000人分超の事業者
- ② 委託に基づいて個人データを取り扱う事業者

6. 第三者提供

- **個人情報**を第三者に提供する時は、原則として本人の同意が必要。

例外 ①法令に基づく場合

②人の生命、身体又は財産の保護のため（かつ本人の同意を得ることが困難）

③公衆衛生・児童の健全な育成のため（かつ本人の同意を得ることが困難）

④国や地方公共団体等への協力

- **本人の同意を得ない場合には、以下(1)～(3)の手続をする（いわゆるオプトアウト手続）。**
ただし、要配慮個人情報については、この手続による提供は禁止。

(1)本人の求めに応じて、その本人のデータの提供を停止することとする。

(2)以下の①～⑤をHPに掲載するなど、本人が容易に知ることができる状態にしておく。

①第三者提供を利用目的としていること、②提供される個人データの項目、③提供の方法、

④本人の求めに応じて提供を停止すること、⑤本人の求めを受け付ける方法

(3)本人に通知した事項を**個人情報保護委員会に届け出る（個人情報保護委員会
はこれを公表する。）**。

- **業務の委託、事業の承継、共同利用は、第三者提供には当たらない。**

- **第三者へ提供した時は、受領者の氏名等を記録し、一定期間保存する。**

- **第三者から個人データを受け取るときは、提供者の氏名等、取得経緯を確認し、受領年月日、
確認した事項等を記録し、一定期間保存する。**

⇒詳細は次ページ参照

6. 第三者提供 ～ 第三者提供時の確認・記録義務とは ～

記録義務に関する委員会規則の内容

本規定は名簿屋対策が目的のため、一般的なビジネスの実態に配慮して次のとおり整理する。

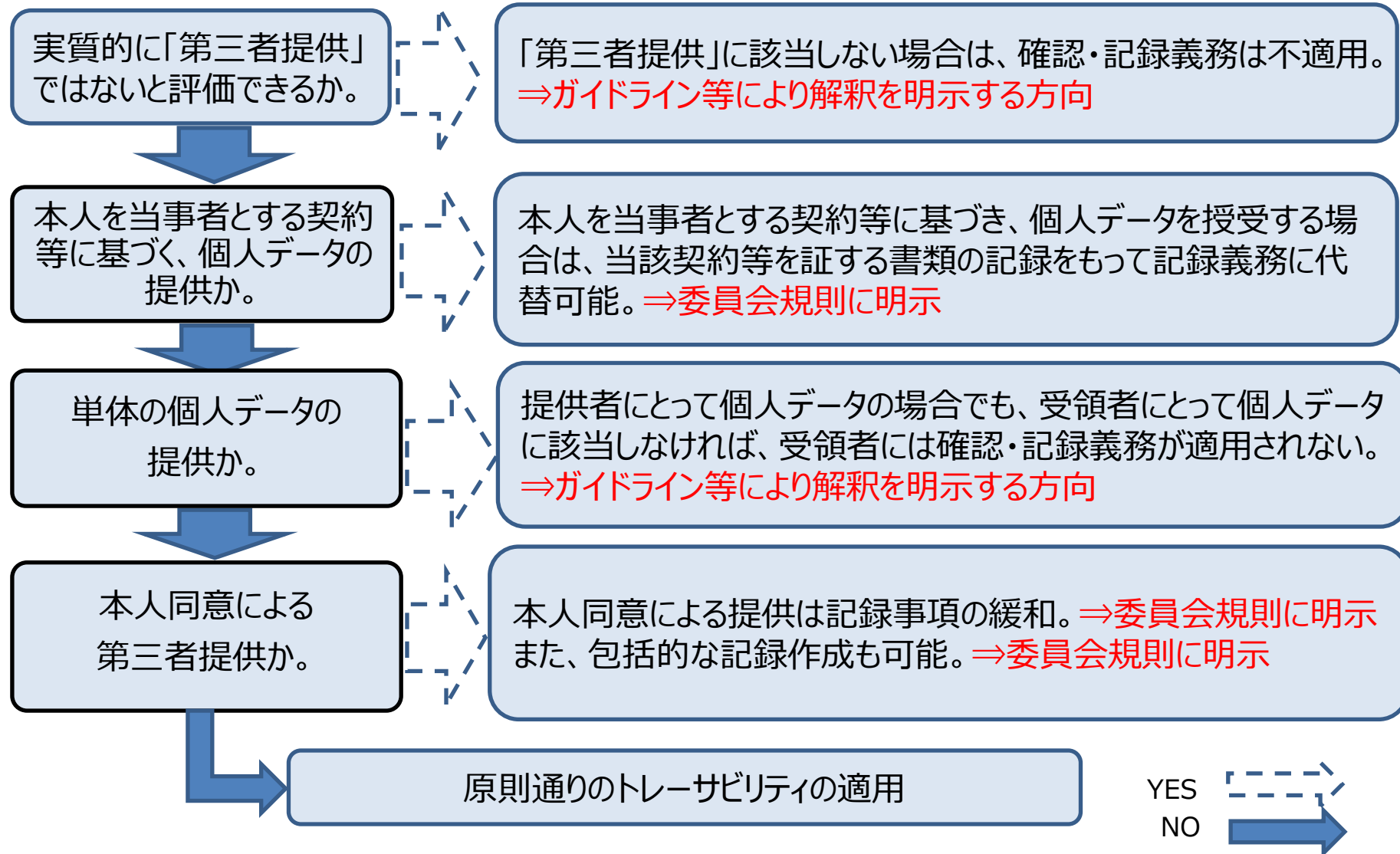
- 記録事項として、第三者提供について本人同意がある場合は、提供年月日の記録は不要とする。
- 記録の保存期間については、原則3年とするが、本人に対する物品等の提供に関連して本人同意のもとで第三者提供した場合は1年とする。
- 本人との契約等に基づく提供については、既存の契約書等で代替可能とする。
- 反復継続して提供する場合は包括的な記録で足りることとする。

【ガイドライン案の内容】

○事業者において円滑に義務を履行できるよう、一般的なビジネスの実態に配慮して、次のようなケースでは確認・記録義務がかからないと整理（解釈で対応）。

- ・本人による提供と整理できるケース（例：SNS上の個人のプロフィール）
- ・本人に代わって提供と整理できるケース（例：銀行振込）
- ・本人側への提供と整理できるケース（例：同席している家族）
- ・「個人データ」に該当しないと整理できるケース（例：名刺1枚） 等

6. 第三者提供 ～ 確認・記録義務の基本的な考え方 ～

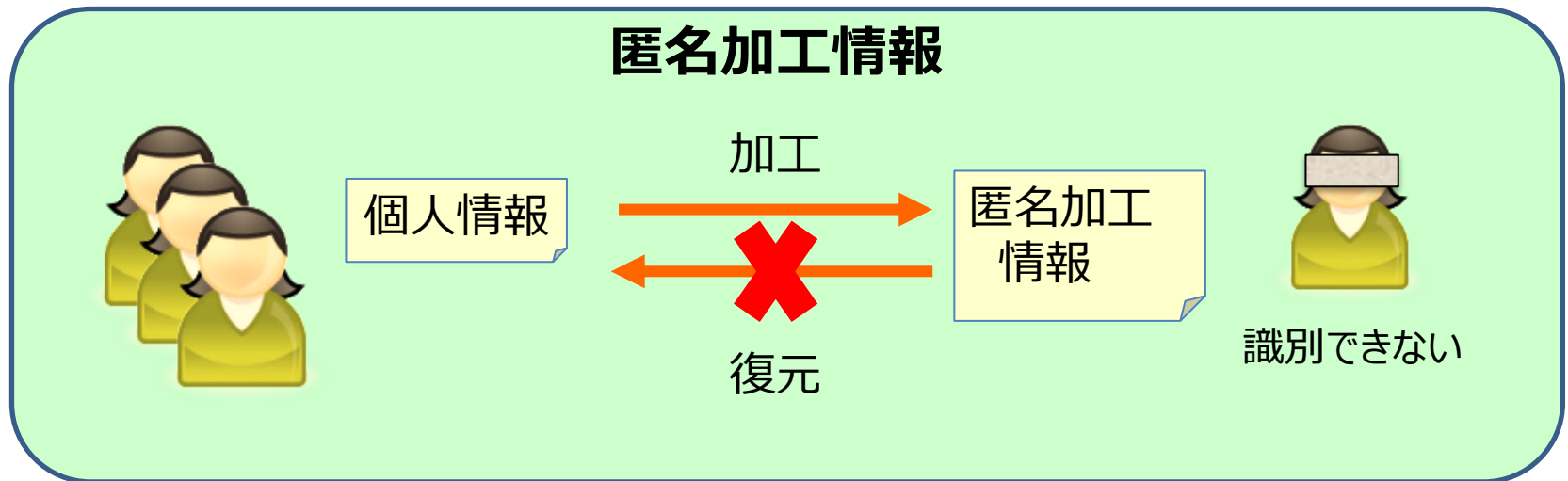


※平成28年7月29日付委員会資料「改正個人情報保護法第25条・第26条の確認・記録義務の方向性と委員会規則（案）の対応表」より抜粋

7.ビッグデータ時代への対応（匿名加工情報）

○ 匿名加工情報の制度

- 匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報
を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報。
- 個人情報の取扱いよりも緩やかな規律（作成時、第三者提供時の公表
等）の下、自由な流通・利活用を促進することを目的に個人情報保護法の
改正により新たに導入。
- 匿名加工情報の作成方法の基準を個人情報保護委員会規則で定める。



7.ビッグデータ時代への対応（匿名加工情報）

「匿名加工情報」に関する規則の内容

匿名加工情報の作成方法に関して、最低限の規律として、次の措置を講ずることを求める。なお、詳細は自主ルールに委ねる。

- 特定の個人を識別することができる記述等（例：氏名）の全部又は一部を削除（置換を含む。以下同じ。）すること
- 個人識別符号の全部を削除すること
- 個人情報と他の情報とを連結する符号（例：委託先に渡すために分割したデータとひも付けるID）を削除すること
- 特異な記述等（例：年齢116歳）を削除すること
- 上記のほか、個人情報とデータベース内の他の個人情報との差異等の性質を勘案し、適切な措置を講ずること

【ガイドライン案の内容】

- 用語の定義及び各種義務規定について、法及び施行規則の基本的な解釈を記載。
- 匿名加工情報の加工基準については、これまでの当委員会における審議を踏まえ、規則に基づき、各分野に共通して必要となる最低限の規律の事例及び加工手法を例示（例：項目削除、一般化、トップコーディング等）。
- 事業者の理解に資するよう、匿名加工情報の作成には当たらない例として、「統計情報」や「個人情報の安全管理措置の一環として一部の情報を削除等する場合」等も明示。
- その他、匿名加工の手法、データ処理等について、認定個人情報保護団体の自主ルールを作成する際の参考となる事項、考え方について示す事務局レポートも作成する予定。

8.外国の第三者への提供

✓ 次の①～③のいずれかに該当する必要がある。

- ① 外国にある第三者へ提供することについて、本人の同意を得る。
- ② 外国にある第三者が個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している。
- ③ 外国にある第三者が個人情報保護委員会が認めた国に所在する。

外国への第三者提供に関する規則の内容

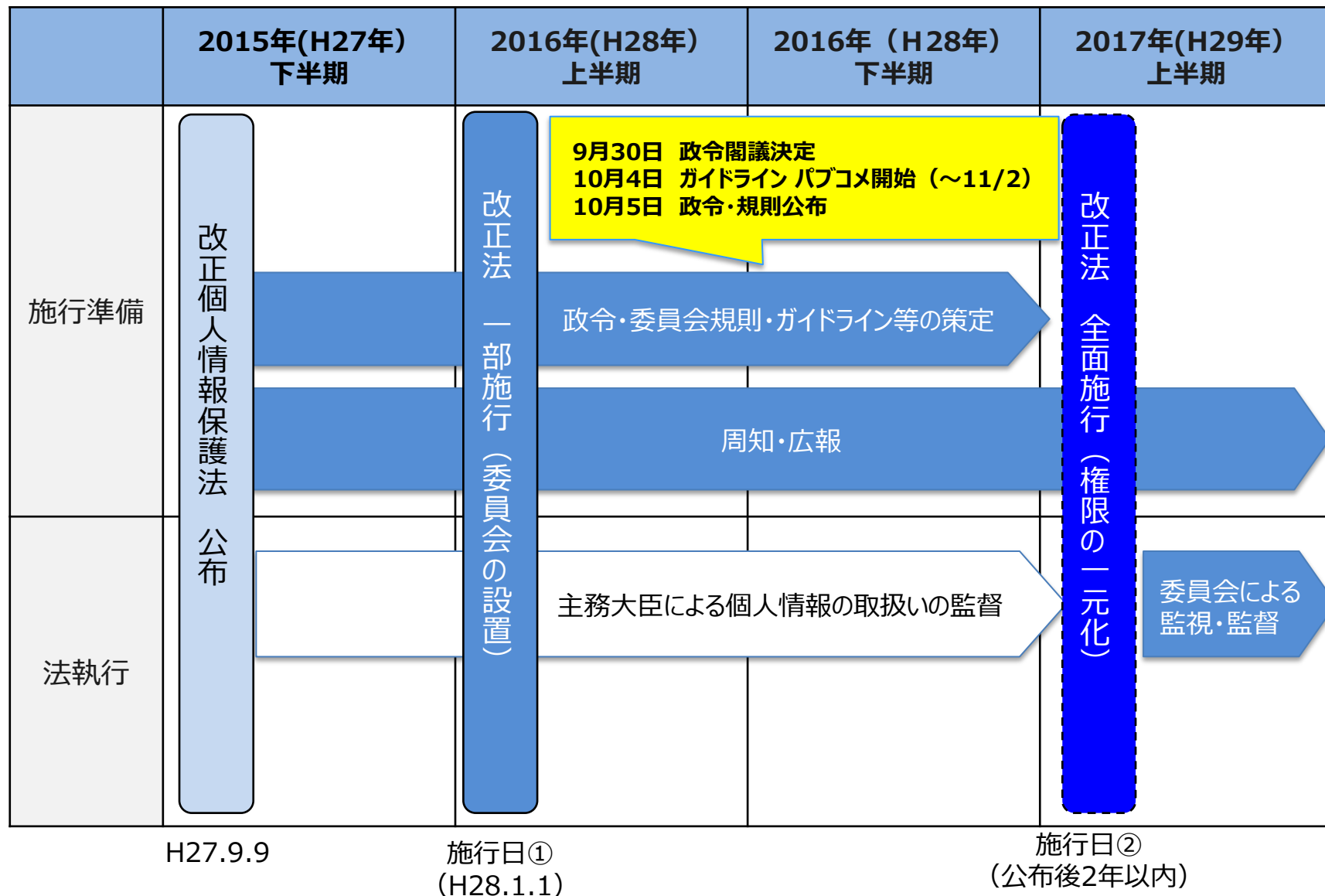
②の「個人情報保護委員会の規則で定める基準適合する体制」について、一般的なビジネスの実態に配慮して次に該当するものと整理する。

- 提供を受ける者における個人データの取扱いについて、**適切かつ合理的な方法**により、個人情報保護法の趣旨に沿った**措置の実施が確保**されていること
- 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る**国際的な枠組みに基づく認定**を受けていること

【ガイドライン案の内容】

- 新たに導入される規律であることを踏まえ、法第24条が新設された趣旨や法第23条（第三者提供の制限）との適用関係についても記載。
- 規則で定められた基準について、具体的な事例も交えて分かりやすく記載。
 - ・「適切かつ合理的な方法」の例：委託契約やグループ企業の内規・プライバシーポリシー等
 - ・「個人情報保護法の趣旨に沿った措置」の具体例：OECD、APEC等の国際的な枠組みの基準に基づいて記載する予定
 - ・「個人情報の取扱いに係る国際的な枠組み」：「APECの越境プライバシールール（CBPR）システム」を記載する予定。

9. 今後のスケジュール



(参考1)個人情報保護委員会とは①

沿革

- 平成26年1月1日 特定個人情報保護委員会 設置
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第36条)

- 平成28年1月1日 個人情報保護委員会 発足
(特定個人情報保護委員会から改組)

(個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律第1条及び第4条)

任務

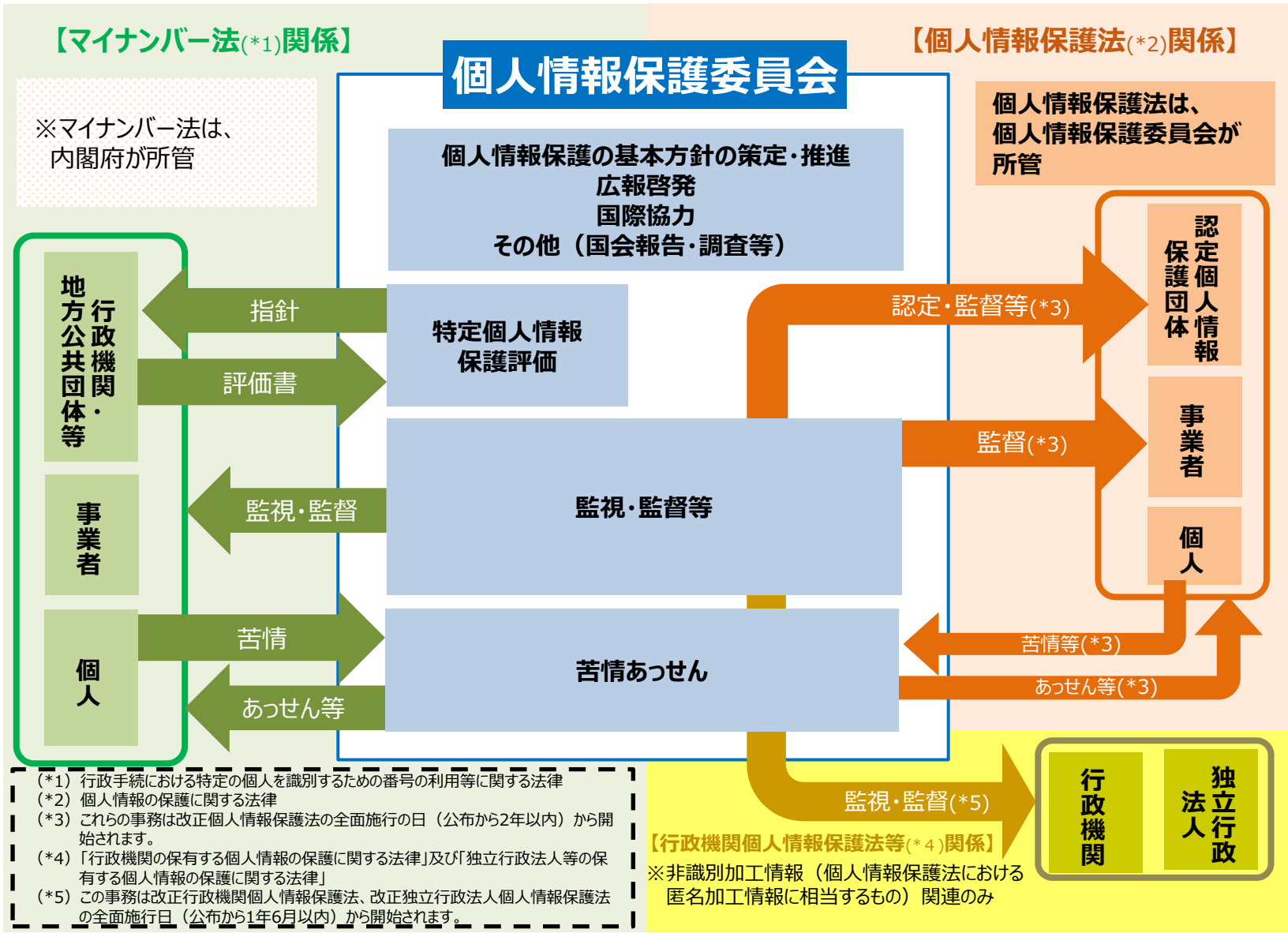
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること

組織

- 委員長1名・委員8名（合計9名）の合議制（行政委員会）
- 委員長・委員は独立して職権を行使
- 委員長・委員の任期は5年



(参考1) 個人情報保護委員会とは②



(参考2) 現行の個人情報保護制度の体系

民間分野

事業分野ごとのガイドライン（主務大臣制）（*5）

A分野
ガイドライン
（〇〇省）

B分野
ガイドライン
（××省）

C分野
ガイドライン
（△△省）

D分野
ガイドライン
（※※省）

E分野
ガイドライン
（☆☆省）

個人情報保護法（*1）

（4～7章：個人情報取扱事業者等の義務、罰則等）
（対象：民間事業者）

個人情報保護法（*1）

（1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務・個人情報保護施策等）

個人情報の保護に関する基本方針

公的分野

行政機関
個人情報
保護法
（*2）

（対象：
国の行政機関）

独立行政法人
個人情報
保護法
（*3）

（対象：
独立行政法人等）

個人情報
保護条例
（*4）

（対象：
地方公共団体等）

（*1） 個人情報の保護に関する法律

（*2） 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

（*3） 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

（*4） 個人情報保護条例の中には、公的分野における個人情報の取扱いに関する各種規定に加えて、事業者の一般的責務等に関する規定や、地方公共団体の施策への協力に関する規定等を設けているものもある。

（*5） この他に、主務大臣から認定を受けた認定個人情報保護団体が各種指針等を定めている。